令和3年度一般廃棄物処理計画

令和3年度一般廃棄物処理計画(令和3年4月1日付け松戸市告示第93号)を変更したので、松戸市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年松戸市条例第19号。以下「条例」という。)第6条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月1日

松戸市長 本郷谷 健次

記

I 総則

1 趣旨

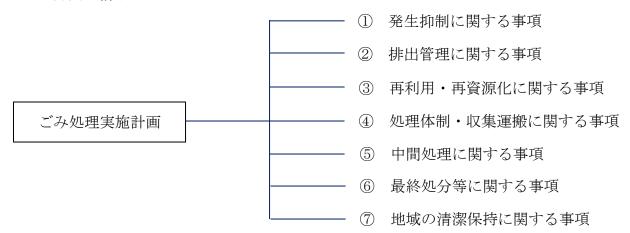
この一般廃棄物処理計画は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に実施するごみ及び生活排水(し尿及び浄化槽汚泥)の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この一般廃棄物処理計画で使用する用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び条例の例によるほか、次のとおりと する。

- (1) 家庭ごみ 家庭廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
- (2) 事業系ごみ 事業系一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除くごみをいう。
- (3) 公共系ごみ 事業系ごみのうち、市の施設等から排出されるごみをいう。
- (4) 委託業者 市から業務の委託を受けて廃棄物の処理を行う者をいう。
- (5) 許可業者 市の許可を受けた一般廃棄物処理業者をいう。
- (6) 直営収集 市の収集業務を担当する職員が行うごみの収集をいう。

3 計画の構成



生活排水処理実施計画① 排出管理に関する事項② 収集運搬に関する事項③ 処理に関する事項

Ⅱ ごみ処理実施計画

1 発生抑制に関する事項 事業計画

事業の分類	概要
①自家処理の促進	生ごみ処理容器等の購入費補助事業等
②製造販売者対策	クリンクル協力店制度の充実
③消費者対策	食品ロスの削減、過剰包装の拒否、買い物袋の持参、環境に やさしい商品の選択などの啓発等

2 排出管理に関する事項

(1) 事業計画

市のごみ処理体制では処理が困難な排出規制物等については、製造販売者及び排出者の責任において適正な処理を確保するものとする。

事業の分類	概 要
①排出方法の徹底	排出基準の普及事業、クリンクル推進員制度等
②ごみ集積所対策	清掃パトロール、適正管理指導等
③事業系廃棄物対策	新規事業者のごみ処理状況届出書の提出、多量排出事業者の 減量計画書の提出、搬入物検査等
④排出規制物等対策	代替処理ルートの調査、確保

(2) 排出基準等の遵守事項

① 分別の区分

市が収集するごみ及びごみ処理施設で受け入れるごみは、別表1-1及び別表1-2に示す区分に分別するものとし、市民及び事業者は、この分別の区分に従って排出し、又は搬入しなければならない。

② 排出規制物(条例第22条)

市民及び事業者は、別表2に例示する排出規制物を市の収集に排出し、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

③ 適正処理困難物(条例第34条)

市民及び事業者は、別表3に例示する適正処理困難物を市の収集に排出し、又はごみ処理施設に搬入してはならない。

④ 家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

市民は、家庭ごみを市の収集に排出するときは、別表4に示す家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を遵守しなければならない。

⑤ 公共系ごみ集積所に係る排出基準

市の公共施設から排出するごみを公共系ごみ集積所に排出するときの基準は、家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準を準用する。

(3) 排出規制物の処理方法

排出規制物を廃棄しようとする者は、製造販売業者等に適正処理の方法について情報提供を求め、製造販売業者等に引き取らせ、又は専門の処理業者に処理を依頼する方法により、 適正に処理しなければならない。

特別管理一般廃棄物のうち感染性廃棄物の処理については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成30年3月環境省 環境再生・資源循環局)に従うものとする。

(4) 適正処理困難物の処理方法

適正処理困難物(廃家電製品)の処理方法としては、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ製造業者等が指定した場所(以下「指定引取場所」という。)に搬入し、同法第9条に規定する小売業者に引取りを求め、又は市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者に委託して指定引取場所に搬入させるものとする。

(5) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策

廃棄物処理は市民の生活を維持するために不可欠なサービスの1つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続することが求められている。

新型コロナウイルスの感染者又はその疑いがある者の廃棄物については、マスク等を小分けのビニール袋・ポリ袋に入れ完全密封する、プラスチック製容器包装・ペットボトル・ビン類・缶類は感染力を低下させるため1週間程度期間を空ける等の感染拡大防止対策を行ったうえで、適正に排出するものとする。

3 再利用・再資源化に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概 要
①再生品の利用促進	再生品の普及事業 靴・バッグ・ベルトの再利用促進 木製等粗大ごみの再生利用促進
②資源物回収の整備	集団回収の促進 紙パックなどの拠点回収の促進 小型家電の拠点回収の促進
③市が行う資源回収	資源ごみ(不燃ごみ)の分別収集と選別処理 容器包装プラスチックの分別収集
④不用品回収システムの整備	不用品回収の促進

(2) 計画資源化量

事業の分類	資源化量	売却又は搬送先
① 資源ごみ(不燃ごみ)選別処理	367t 2,752t	認定事業者 資源取扱業者
② 容器包装プラスチック	4, 776 t	指定法人
③ ペットボトル	1, 755 t	指定法人
④ その他ガラス製容器包装	237 t	指定法人
⑤ 資源ごみ民間施設直接納入	9, 951 t	資源取扱業者
⑥ その他のプラスチックなどのごみ等	1, 150 t	資源取扱業者
⑦ 羽毛再生利用	9 t	民間業者
⑧ 有害物処理(水銀回収等)	134 t	水銀回収業者等
⑨ 集団資源回収事業(483団体)	15, 100 t	登録回収業者
⑩ 市委託業務	1, 580 t	植物資源取扱業者

(3) 再生利用されることが確実である廃棄物の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第 35号)第2条第2号及び第2条の3第2号に基づく廃棄物の指定

ペットボトル

(4) 再生利用されることが確実である廃棄物の収集運搬を行う者の指定

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号に基づく廃 リサイクル活動 棄物の収集運搬を行う者の指定

登録回収業者

4 処理体制・収集運搬に関する事項

(1) 処理体制等の一部変更

老朽化施設の更新に併せた粗大ごみ処理の効率化を主な目的として、六和クリーンセンターの跡地に松戸市リサイクルセンターの建設を進めており、令和4年4月に稼働を予定していることから、その前段階として令和4年2月より、ごみ処理体制・収集運搬体制及び分別区分の一部変更を行う。

(2) 収集運搬体制

① 家庭ごみの収集運搬

市が行う家庭ごみの収集運搬は、次のとおりとする。なお、引越しごみ等多量のごみ については、排出者自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

その他、家庭ごみ訪問収集事業として、高齢者や障害者世帯など、家庭ごみ集積所に ごみ出しが困難な世帯を対象に週1回直営収集するものとし、また、資源回収事業とし て、靴・バッグ・ベルトを回収拠点から必要に応じて直営収集するものとする。

<令和3年4月~令和4年1月の収集運搬体制>

収集の区分	収 集 運 搬 体 制
燃やせるごみ	家庭ごみ集積所から週3回、委託業者が収集する。 ただし、月のうち1回は、「陶磁器・ガラスなどのごみ」 の収集に充てる。
リサイクルするプラスチック	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
その他のプラスチック などのごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
陶磁器・ガラスなどのごみ	家庭ごみ集積所から月1回、委託業者が収集する。
ペットボトル	協力店舗から必要に応じて、直営収集する。
資源ごみ	家庭ごみ集積所から週1回、紙類・その他の資源ごみ毎に委託業者が収集する。
資源ごみ (使用済小型電子機器等)	上記資源ごみによる収集のほか、回収拠点から必要に応 じて直営収集する。
粗大ごみ	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。
有害などのごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
動物死体	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。

収 集 の 区 分	収 集 運 搬 体 制
可燃ごみ	家庭ごみ集積所から週3回、委託業者が収集する。
不燃ごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
不燃ごみ (使用済小型電子機器等)	上記不燃ごみによる収集のほか、回収拠点から必要に応じて直営収集する。
リサイクルするプラスチック	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
その他のプラスチック などのごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
ペットボトル	協力店舗から必要に応じて、直営収集する。
資源ごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が「紙類・布類」 と「ビン類・缶類」を1週間ごとに交互に収集する。
粗大ごみ	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。
有害などのごみ	家庭ごみ集積所から週1回、委託業者が収集する。
動物死体	電話による申し込みで、委託業者が戸別収集する。

② 家庭ごみの市外搬出

燃やせるごみ(可燃ごみ)の一部を市外へ搬出するため、燃やせるごみ(可燃ごみ)をごみ中継施設で大型車に積み替えて、市外の近隣自治体等へ運搬する。

施設名称	所 在 地
ごみ中継施設	松戸市松飛台286番地の15

③ 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、排出事業者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

④ 公共系ごみの収集運搬

公共系ごみの収集運搬は、次のとおりとする。

区 分	収 集 運 搬 体 制
公共施設等から 排出されるごみ	原則として、排出事業者の責任において自ら運搬し、又は許可業者 に収集運搬を依頼するものとする。なお、公共系ごみ集積所を設置 し、家庭ごみ集積所に準じて委託業者が収集することや、直営収集 することについては、必要に応じて行う。

区	分	収集運搬体制
不法投棄ご	み	監視業務に併せ、必要に応じて直営収集する。

なお、公共系ごみ集積所を設置しない公共施設等から排出されるごみについては、排 出者の責任において自ら運搬し、又は許可業者に収集運搬を依頼するものとする。

⑤ 許可業者による収集運搬に関する基準

市民及び事業者は、許可業者にごみの収集運搬を委託するときは、別表 5 に示す基準を遵守しなければならない。また、許可業者は、ごみの収集運搬を受託し、ごみ処理施設へ搬入するときは、別表 6 に示す基準を遵守しなければならない。

⑥ ごみ処理施設への搬入基準

市民及び事業者(許可業者を除く。)は、ごみ処理施設へごみを搬入する場合は、別表7に示す搬入基準を遵守しなければならない。

また、市が行う搬入先や搬入量等の調整及び搬入物検査のための指示に従わなければならない。

ただし、「災害時における千葉県内市町村間の相互援助に関する基本協定」等を締結している協定市が搬入するごみの場合は、別途協議とする。

⑦ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の指定

条例第31条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は次のとおりとする。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に規定された 産業廃棄物のうち、右欄のとおりとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 汚泥 (下水道し渣に限る)

なお、ごみ処理施設への搬入は、排出者自ら行うものとし、搬入に当たっては法第1 2条第5項に規定される委託に係る契約を締結するとともに松戸市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例施行規則(平成6年松戸市規則第12号)第7条に規定する一般廃 棄物と併せて処理する産業廃棄物搬入申請書を提出しなければならない。

(3) 一般廃棄物処理業の許可に係る事項

法第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可に関しては、「令和3年度松戸市一般廃棄物処理業の許可に関する方針」によるものとする。

(4)計画収集運搬量

収	集運搬形態	分別の区分	収	集	量	搬入先
		燃やせるごみ (可燃ごみ)	63,	7 () O t	和名ケ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター(一時保管) 市外焼却処理施設 (ごみ中継施設経由)
委	家庭ごみ集積所及び公	リサイクルする プラスチック	5,	7 (0 0 t	日暮クリーンセンター
託業	共系ごみ集 積所から収		7,	4 () 0 t	和名ケ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター
者	集するもの	陶磁器・ガラス などのごみ		9 5	5 9 t	資源リサイクルセンター
収		不燃ごみ		6 5	5 5 t	資源リサイクルセンター
集		資源ごみ	13,	0.5	97 t	資源リサイクルセンター・民間業者
		有害などのごみ		1 3	3 O t	資源リサイクルセンター
						和名ケ谷クリーンセンター
	戸別収集す	粗大ごみ	1,	2 2	2 9 t	日暮クリーンセンター
	るもの					資源リサイクルセンター
		動物死体	1,	3 (00頭	和名ケ谷クリーンセンター
		燃やせるごみ (可燃ごみ)	32,	4 () 0 t	和名ケ谷クリーンセンター
許一		プラスチック などのごみ		7 () 0 t	和名ケ谷クリーンセンター
可業	事業所等か	陶磁器・ガラス などのごみ		5	5 8 t	資源リサイクルセンター
者	ら収集する	不燃ごみ		3	3 1 t	資源リサイクルセンター
収	もの	資源ごみ		1 8	3 2 t	資源リサイクルセンター
集		粗大ごみ		2 6	64 t	和名ケ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター 資源リサイクルセンター
		胞衣等		1	0 t	許可業者
直		燃やせるごみ (可燃ごみ)		1 2	2 3 t	和名ケ谷クリーンセンター
営	不法投棄ごみ等を収集	陶磁器・ガラス などのごみ			2 t	資源リサイクルセンター
収	するもの	不燃ごみ			1 t	資源リサイクルセンター
集		資源ごみ		1	7 t	資源リサイクルセンター

収	集運搬形態	分別の区分	収	集	量	搬入先
	不法投棄ご					和名ケ谷クリーンセンター
直	み等を収集	粗大ごみ		-	15 t	日暮クリーンセンター
営	するもの					資源リサイクルセンター
収集	回収拠点から収集するもの	資源ごみ(不燃ご み)(使用済小型電 子機器等)			9 t	資源リサイクルセンター
	0.12	ペットボトル		8	3 O t	民間業者(指定保管場所)
		燃やせるごみ (可燃ごみ)	2,	8 3	1 0 t	和名ケ谷クリーンセンター
		リサイクルする プラスチック			0 t	日暮クリーンセンター
排出		その他のプラスチ ックなどのごみ		ć	37 t	和名ケ谷クリーンセンター
者	市民又は事 業者自ら運	陶磁器・ガラス などのごみ		-	1 3 t	資源リサイクルセンター
0)	搬するもの	不燃ごみ		-	1 1 t	資源リサイクルセンター
運		資源ごみ		-	19 t	資源リサイクルセンター
搬		粗大ごみ	1,	8 (68 t	和名ケ谷クリーンセンター 日暮クリーンセンター 資源リサイクルセンター
		有害などのごみ			O t	資源リサイクルセンター
		産業廃棄物			3 0 t	和名ケ谷クリーンセンター
その他	登録回収業 者が収集するもの	ペットボトル	1,	6 7	7 5 t	民間業者(指定保管場所)

- ※上記の他、高齢者や障害者世帯などの家庭ごみ集積所にごみ出しが困難な世帯に対し、 家庭ごみ訪問収集として直営で戸別収集を行い、日暮クリーンセンター、和名ケ谷ク リーンセンター及び資源リサイクルセンターへ搬入する。
- ※直営収集により収集した不法投棄ごみ等のうち、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第17条に規定する特定家庭用機器廃棄物については、一般財団法人家電製品協会、家電リサイクル券センター又は指定引取場所へ搬入する。

5 中間処理に関する事項

(1) 令和3年4月~令和4年1月の処理体制

① 燃やせるごみ及び動物死体は、和名ケ谷クリーンセンターにおいて焼却する。また、 その他のプラスチックなどのごみ(事業系プラスチックなどのごみを含む。)は、一部 を除き和名ケ谷クリーンセンターにおいて焼却する。

施設名称	所 在 地
和名ケ谷クリーンセンター	松戸市和名ケ谷1349番地の2

② 資源ごみは、一部を除き資源リサイクルセンターにおいて機械又は手作業により資源物を選別回収する。

施 設 名 称	所 在 地
資源リサイクルセンター	松戸市松飛台286番地の15

③ リサイクルするプラスチックは、日暮クリーンセンターにおいて破袋選別した後、 圧縮梱包して指定法人に引き渡す。

また、その他のプラスチックなどのごみは、圧縮梱包して市外の民間処理施設に搬出する。

施設名称	所 在 地
日暮クリーンセンター	松戸市五香西五丁目14番地の1

④ 粗大ごみは、品目別に3施設(和名ケ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・ 資源リサイクルセンター)に搬入する。

和名ケ谷クリーンセンターにおいては、木製品類、布団類などの可燃性粗大ごみを 処理する。日暮クリーンセンターにおいては、大型プラスチック製品類について剪断 等の処理をし、資源リサイクルセンターにおいては、家電製品類及び金属製品類のそ れぞれ指定されたものを破砕等し、資源物を選別回収する。

- ⑤ 陶磁器・ガラスなどのごみは、資源リサイクルセンターにおいて破砕選別した後、 市外の民間処理施設に搬出する。
- ⑥ ペットボトルは、民間資源化施設に搬入し、圧縮梱包して指定法人に引き渡す。
- ⑦ 有害などのごみは、資源リサイクルセンターに集積後、市外の民間処理施設に搬出 する。
- ⑧ 胞衣等産じょく汚物は、許可業者により処理するものとする。
- ⑨ 資源ごみの一部は、民間資源化施設に直接納入し、資源化する。

(2) 令和4年2月以降の処理体制

① 可燃ごみ及び動物死体は、和名ケ谷クリーンセンターにおいて焼却する。また、その他のプラスチックなどのごみ(事業系プラスチックなどのごみを含む。)は、一部を除き和名ケ谷クリーンセンターにおいて焼却する。

施設名称	所 在 地
和名ケ谷クリーンセンター	松戸市和名ケ谷1349番地の2

② 不燃ごみは、一部を除き資源リサイクルセンターにおいて機械又は手作業により資源物を選別回収する。

施 設 名 称	所 在 地
資源リサイクルセンター	松戸市松飛台286番地の15

③ リサイクルするプラスチックは、日暮クリーンセンターにおいて破袋選別した後、 圧縮梱包して指定法人に引き渡す。

また、その他のプラスチックなどのごみは、圧縮梱包して市外の民間処理施設に搬出する。

施設名称	所 在 地
日暮クリーンセンター	松戸市五香西五丁目14番地の1

- ④ 資源ごみは、民間資源化施設に直接納入し、資源化する。
- ⑤ 粗大ごみは、品目別に3施設(和名ケ谷クリーンセンター・日暮クリーンセンター・ 資源リサイクルセンター)に搬入する。

和名ケ谷クリーンセンターにおいては、木製品類、布団類などの可燃性粗大ごみを 処理する。日暮クリーンセンターにおいては、大型プラスチック製品類について剪断 等の処理をし、資源リサイクルセンターにおいては、家電製品類及び金属製品類のそ れぞれ指定されたものを破砕等し、資源物を選別回収する。

- ⑥ ペットボトルは、民間資源化施設に搬入し、圧縮梱包して指定法人に引き渡す。
- ⑦ 有害などのごみは、資源リサイクルセンターに集積後、市外の民間処理施設に搬出 する。
- ⑧ 胞衣等産じょく汚物は、許可業者により処理するものとする。

(3)計画処理量

① 焼却処理

施 設 名	施設規模	処理量	資流	原化等及び死	浅 渣量	<u> </u>
	300t/日		焼却灰	11,020t	\Rightarrow	委託処理
和名ケ谷クリーンセンター		02 422+	焼却灰	250t	\Rightarrow	資源化
		83, 422t	羽毛布団 9t	\Rightarrow	再資源化	
			汚泥等	4t	\Rightarrow	委託処理

[※]上記のほか、動物死体(1,300頭)を処理する。

② 資源選別処理

施設名	施設規模	処理量	資源化等及び残渣量		
資源リサイク ルセンター 50		指定法人	237t ⇒	再資源化	
			認定事業者	367t ⇒	再資源化
			資源化	$2,752t \Rightarrow$	再資源化
	50t/5h 6,157t	6, 157t	陶磁器等	$1,175t \Rightarrow$	委託処理
			資源選別残渣	383t ⇒	和名ケ谷クリーンセンター
			資源選別残渣	193t ⇒	日暮クリーンセンター
		資源選別残渣	$1,050t \Rightarrow$	委託処理	

③ 圧縮梱包処理等

施設名	施設規模	処理量	資源化等及び残渣量			
			指定法人	4,776t ⇒	再資源化	
			圧縮ごみ	$3,700t \Rightarrow$	委託処理	
日暮クリーンセンター	00+ / □	80t/日 13,170t	圧縮ごみ	88t ⇒	資源リサイクルセンター	
	OUL/ H		圧縮ごみ	706t ⇒	和名ケ谷クリーンセンター	
		圧縮ごみ	900t ⇒	資源化		
			可燃物	3,000t ⇒	委託処理	

④ 有害物保管

施 設 名	搬入量	搬	出	量
資源リサイクルセンター	130t	有害物 130	ot ⇒	委託処理

⑤ 民間施設処理

施 設 名	搬入量		搬	出量	
民間紙問屋 (布類含む)	8,500t	資源化	8,500t		
民間資源化施設(資源類)	1, 100t	資源化	1, 100t		
民間資源化施設 (ビン類・缶類)	351t	資源化	351t		
指定保管場所	1,755t	指定法人	1,755t	(ペットボトル	/)

6 最終処分等に関する事項

(1) 最終処分等処理体制

① 日暮最終処分場(直営)

陶磁器・ガラスなどのごみと資源選別残渣の一部を搬入し、埋立処分。

② 民間処理委託

最終処分(中間処理併用を含む。)について市外の民間処理事業者に委託する。

(2)計画処理量

① 日暮最終処分場

搬入量	70t
残渣等	0t
陶磁器等	70t



埋	立	量	200t
覆		土	130t を含む

② 委託処理量

搬出物	搬出量	発生施設等
可燃ごみ	20, 200t	ごみ中継施設
焼却灰	11, 020t	和名ケ谷クリーンセンター
不燃残渣	2, 155t	資源リサイクルセンター
可燃物	3,000t	日暮クリーンセンター
圧縮ごみ	3,700t	日暮クリーンセンター
有害などのごみ	130t	資源リサイクルセンター

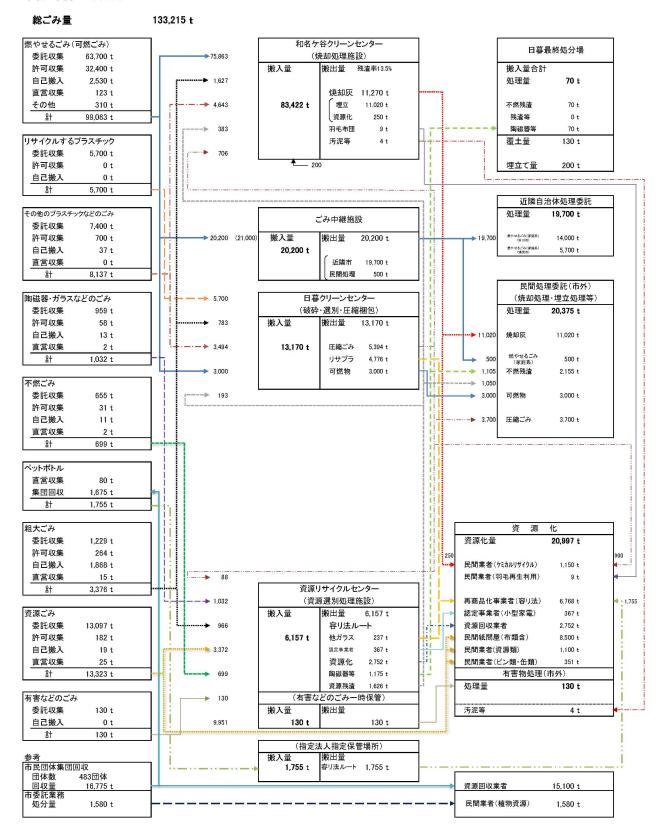
[※]上記のほか、和名ケ谷クリーンセンターの汚泥等4tを市外の民間事業者へ搬出する。

7 地域の清潔保持に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概 要
①あき缶等の散乱防止対策	松戸駅周辺の散乱防止対策の実施等
②不法投棄の防止対策	監視パトロールの強化、土地所有者などに対する防 止対策の指導等
③環境美化運動の推進	クリーンデーなどの環境美化運動の推進等

令和3年度 ごみ処理フロー



Ⅲ 生活排水処理実施計画

1 排水管理に関する事項

(1) 事業計画

事業の分類	概要
世山笠田の独立	くみ取り便槽等管理基準の普及
排出管理の徹底	浄化槽管理の適正化のための事業

(2)管理基準

し尿及び浄化槽汚泥を排出する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①雨水、地下水等が便槽等に流入することのないようにすること。
- ②処理に支障のある廃油、薬品等を混入させないこと。
- ③収集作業に協力すること。

2 収集運搬に関する事項

(1) 収集運搬体制及び計画収集量

し尿は、市が委託業者により収集する。

し尿(工事現場の仮設トイレ、便槽の容量が1.8 k l を超える仮設トイレ)及び浄化槽 汚泥は、市が許可をする一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集運搬業者により収集する。

収集主体	区分		収集回数等	処理量
		人頭制	月1回又は2回収集	1, 049kl
委託業者収集	し尿	従量制	希望回数	574kl
	雨水等	大雨による冠水時等	2 4 k Ø	
許可業者収集	し尿 (工事現場の仮設トイレ、便槽の容量が1.8 k 0を超える仮設トイレ)		随時	9 5 0 k l
	浄化槽汚泥		随時	25,000kl

(2) し尿処理施設への搬入基準

- ① 搬入に当たっては、事前にし尿処理施設の承認を受けること。
- ② 搬入できるし尿及び浄化槽汚泥は、松戸市内から発生したものに限ること。
- ③ 搬入日は、次に掲げる日を除く日とする。
 - ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。 イ 年末年始(12月31日から翌年の1月3日までの日)
- ④ 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- ⑤ その他職員の指示に従うこと。

3 処理に関する事項

(1) 処理体制及び計画処理量

① し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設において処理する。

し尿処理施設

施設名	処理対象物	処理量	残渣等搬出量
東部クリーン	し尿	2, 597 k ℓ	脱水汚泥 300t (焼却施設 (市内)) 脱水汚泥 900t (委託処理)
センター	净化槽汚泥	25, 000 k ℓ	清掃汚泥 10t (焼却施設 (市内))

② 最終処分(委託処理)

脱水汚泥の一部は、市内の焼却施設に搬出する。

一部を除いた脱水汚泥は、市外の民間処理業者に肥料化処理を委託する。清掃汚泥は、市内の焼却施設に搬出する。

4 その他の処理に関する事項

市内民間汚水(し尿)処理施設で処理後に排出される脱水汚泥は、市内焼却施設で処理する。

(1) 処理体制及び計画処理量

施 設 名 和名ケ谷クリーンセンター

処理対象物 脱水汚泥

計画処理量 100 t

(2) 収集運搬に関する事項

脱水汚泥の収集運搬については、自己又は市が許可する一般廃棄物(し尿・浄化槽汚泥)収集運搬業者に委託すること。

(3) 焼却施設への搬入基準

- ① 搬入に当たっては、事前に焼却施設の承認を受けること。
- ② 搬入日は、次に掲げる日を除く日とする。

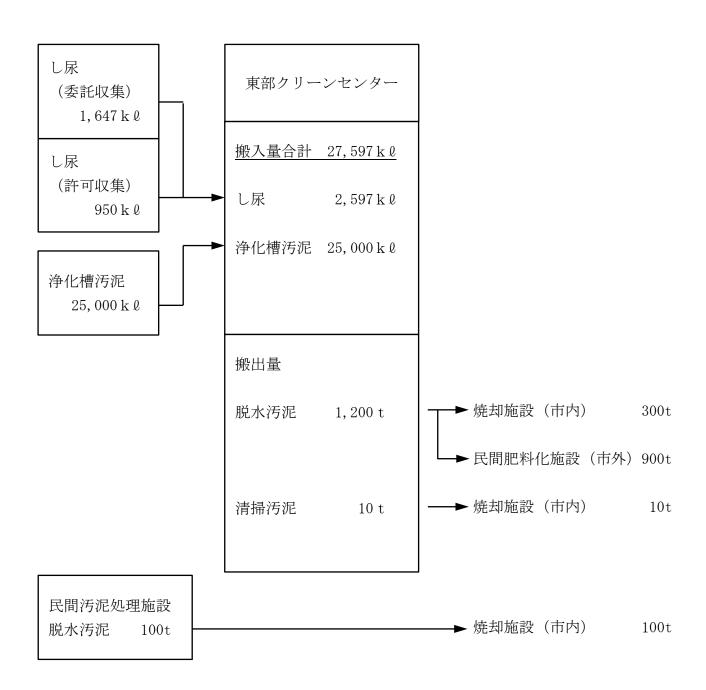
ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。

イ 年末年始(12月31日から翌年の1月3日までの日)

- ③ 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- ④ その他職員の指示に従うこと。

令和3年度 し尿・浄化槽汚泥等処理フロー

総し尿・浄化槽汚泥量 <u>27,597kl</u> 脱水汚泥量 <u>1,200t</u>



別表1-1 家庭ごみの分別区分

<令和3年4月~令和4年1月の分別区分>

分別の区分	ご み の 品 目 の 例 示
燃やせるごみ	○食品残渣、資源にならない紙類(紙くず、マスク、紙おむつ、写真、生理用品等)、剪定枝、落葉、草、煙草の吸殻、板、角材等
陶磁器・ガラスなどの ごみ	○陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン ○30cm以上50cm未満のプラスチック製品
リサイクルする プラスチック	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類 ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、 レジ袋等
その他のプラスチック などのごみ	○プラスチック製品類(文具や日用品等それ自体を利用するもの)○ゴム類、合成皮革製品類○「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	○飲料用、醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	 ○紙類(段ボール、新聞、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑がみ等) ○布類(古着、衣類、シーツ、毛布等) ○ビン類(透明・茶・その他)※哺乳ビンは除く。 ○缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶等) ○家電製品類(粗大ごみ及び使用済小型電子機器等以外のもの) ○使用済小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する電子機器等であって、市が収集対象品目として指定したもの) ○金属類(粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等)
粗大ごみ	 ○木製家具類、建具類、絨毯、マットレス、本棚等 ○家電製品類 (電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター、電気こたつ、電気毛布、その他) ○金属製品類 (スチール製棚・ロッカー・机、ベビーカー、健康器具、ガラステーブル、浴槽、その他) ○布団・座布団 ○その他 (木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね50cm角以上のもの)
有害などのごみ	○乾電池、蛍光灯(管)、体温計(水銀を含むごみ)○使い捨てライター(ガスを使い切ったもの)○珪藻土バスマット等
動物死体	○犬、猫等の死体

分別の区分	ご み の 品 目 の 例 示
可燃ごみ	○食品残渣、資源にならない紙類(紙くず、マスク、紙おむつ、写真、生理用品等)、剪定枝、落葉、草、煙草の吸殻、板、角材等
不燃ごみ	 ○陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン、スプレー缶、飲食用以外のビン類・缶類 ○30 c m以上50 c m未満のプラスチック製品 ○家電製品類(粗大ごみ及び使用済小型電子機器等以外のもの) ○使用済小型電子機器等(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)第2条第2項に規定する電子機器等であって、市が収集対象品目として指定したもの) ○金属類(粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等) ○80 c m未満の衣装ケース類、座布団、クッション ○カーペット類(4.5畳未満)、風呂のふた、アイロン台
リサイクルする プラスチック	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類、 ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、 レジ袋等
その他のプラスチック などのごみ	○プラスチック製品類(文具や日用品等それ自体を利用するもの)○ゴム類、合成皮革製品類○「リサイクルするプラスチック」のうち汚れが付着しているもの
ペットボトル	○飲料用、醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類(段ボール、新聞、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑がみ等)○布類(古着、衣類、シーツ、毛布等)○ビン類(透明・茶・その他)※ただし、飲食用に限る。哺乳ビンは除く。○缶類(スチール缶、アルミ缶)※ただし、飲食用に限る。
粗大ごみ	 ○木製家具類、建具類、マットレス、本棚等 ○家電製品類 食器乾燥機、ファンヒーター、電気こたつ、電気毛布、その他 ○金属製品類 スチール製棚・ロッカー・机、ベビーカー、健康器具、ガラステーブル、浴槽、その他 ○布団 ○電動アシスト自転車 ○その他 木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね50cm角以上のもの

	○乾電池、蛍光灯(管)、体温計(水銀を含むごみ)○使い捨てライター(ガスを使い切ったもの)○珪藻土バスマット等
動物死体	○犬、猫等の死体

別表1-2 事業系ごみの分別区分

<令和3年4月~令和4年1月の分別区分>

分別の区分	ご み の 品 目 の 例 示
燃やせるごみ 陶磁器・ガラスなどの ごみ	○食品残渣、資源にならない紙類(紙くず、マスク、紙おむつ、写真、生理用品等)、剪定枝、落葉、草、煙草の吸殻、板、角材等○陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン○30cm以上50cm未満のプラスチック製品○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類
プラスチックなどのごみ	ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、レジ袋等 〇プラスチック製品類(文具や日用品等それ自体を利用するもの) 〇ゴム類、合成皮革製品類
ペットボトル	○飲料用・醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類(段ボール、新聞、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑がみ等)○布類(古着、衣類、シーツ、毛布等)○ビン類(透明・茶・その他)※哺乳ビンは除く。○缶類(スチール缶、アルミ缶、スプレー缶等)○家電製品類(粗大ごみ以外のもの)○金属類(粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等)
粗大ごみ	 ○木製家具類、建具類、絨毯、マットレス、本棚等 ○家電製品類 電子レンジ、食器乾燥機、ファンヒーター 電気こたつ、電気毛布、その他 ○金属製品類 スチール製棚・ロッカー・机、ガラステーブル、その他 ○布団・座布団 ○その他 木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね50 c m角以上のもの
有害などのごみ	○乾電池、蛍光灯(管)、体温計(水銀を含むごみ)

※「有害などのごみ」は産業廃棄物のため、市の処理施設では受け入れを行わない。

分別の区分	ご み の 品 目 の 例 示
可燃ごみ	○食品残渣、資源にならない紙類(紙くず、マスク、紙おむつ、写真、生理用品等)、剪定枝、落葉、草、煙草の吸殻、板、角材等
不燃ごみ	 ○陶磁器類、ガラス類、刃物、鏡、電球、哺乳ビン、スプレー缶、飲食用以外のビン類・缶類 ○30 c m以上50 c m未満のプラスチック製品 ○家電製品類(粗大ごみ以外のもの) ○金属類(粗大ごみ以外の金属製品類、傘、自転車等) ○80 c m未満の衣装ケース類、座布団、クッション ○カーペット類(4.5畳未満)、風呂のふた、アイロン台
プラスチックなどのごみ	○商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類ポリ袋・ラップ類、トレイ・パック類、カップ・容器類ボトル、チューブ類、キャップ類、発泡スチロール類、レジ袋等○プラスチック製品類(文具や日用品等それ自体を利用するもの)○ゴム類、合成皮革製品類
ペットボトル	○飲料用・醤油・酒・みりんの容器
資源ごみ	○紙類(段ボール、新聞、チラシ、雑誌、牛乳パック、雑がみ等)○布類(古着、衣類、シーツ、毛布等)○ビン類(透明・茶・その他)※ただし、飲食用に限る。哺乳ビンは除く。○缶類(スチール缶、アルミ缶)※ただし、飲食用に限る。
粗大ごみ	 ○木製家具類、建具類、マットレス、本棚等 ○家電製品類 食器乾燥機、ファンヒーター 電気こたつ、電気毛布、その他 ○金属製品類 スチール製棚・ロッカー・机、ガラステーブル、その他 ○布団 ○その他 木製品類、プラスチック製品類等及びそれらの混成製品類で、一辺の長さが概ね50cm角以上のもの
有害などのごみ	○乾電池、蛍光灯(管)、体温計(水銀を含むごみ)

^{※「}有害などのごみ」は産業廃棄物のため、市の処理施設では受け入れを行わない。

別表 2 排出規制物の例示

区 分	品目の例示
有害性の物	劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
爆発性のある物	ガスボンベ、火薬等
引火性のある物	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
容積又は重量が著しく 大きい物	ピアノ、自動車、オートバイ、耐火金庫等
著しく悪臭を発する物	腐敗した動物性又は植物性残渣等
特別管理一般廃棄物に 指定されている物	昭和47年(1972年)以前に製造されたエアコン、 テレビ、電子レンジに使用されたPCB部品及び感染性 一般廃棄物
市の処理業務を困難にし、 又は市の処理施設の機能に 支障が生ずる物	タイヤ、畳、消火器、石膏ボード、 パーソナルコンピュータ (ノート型を除く)、 建設廃棄物に類する物等

別表3 適正処理困難物の例示

区 分	品目の例示
特定家庭用機器再商品化法で	洗濯機、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコ
対象の廃家電品	ンディショナー、冷蔵庫(ワインセラーを含む)、冷凍庫、 衣類乾燥機(電気式・ガス式)

別表4 家庭ごみの排出基準及び家庭ごみ集積所の利用基準

①排出基準

<令和3年4月~令和4年1月の分別区分>

分別の区分	排 出 基 準
燃やせるごみ	・「松戸市認定袋 燃やせるごみ専用」により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・認定袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・板、角材等は長さ50cm未満、太さ・厚さ10cm未満のものを紐で縛って排出すること。ただし、剪定枝、落葉、草等は紐で縛るか、「松戸市認定袋 燃やせるごみ専用」又は透明・半透明のポリ袋に入れ、資源ごみの日に排出すること。 ・生ごみは、十分水切りをすること。
	・食用油は固形化処理又は紙等に浸透させること。

分別の区分	排 出 基 準
陶磁器・ガラスなどのごみ	・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。ただし、袋に入らない大きなものはそのまま排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・刃物、割れ物等の危険物は紙等で包み、袋に「危険」と表示すること。
リサイクルする プラスチック	 ・水ですすぐなどしてきれいにすること。 ・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・二重袋にはせず、一つの袋にごみをまとめて排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。
その他の プラスチック などのごみ	 ・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・カセットテープ等は、1本ずつガムテープで巻きつけ排出すること。 ・キャップとラベルを取り、中をすすぎ、潰して、協力店舗の回収ボックスに
でットボトル 資源ごみ	 入れること。 ・紙類は、種類ごとに紐で十文字に縛り、家庭ごみ集積所に排出すること。尚、雑がみは紙袋に入れ、「ざつがみ」と明記して、中身が見えるように紐で縦一文字に縛るかテープで紙袋の上部を一部だけ止めて排出することもできる(紙袋の取っ手では結ばないこと)。 ・布類は、紐で縛る、又は透明・半透明のポリ袋に入れ、「布類」と明記して家庭ごみ集積所に排出すること。ただし、雨の日や雨が降りそうな時は排出しないこと。 ・ビン類・缶類・金属類(やかん・なべ等)は、透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・ビン類・缶類は、中身を出し、水洗いすること。 ・スプレー缶は、中身を完全に出してから穴を開けずに排出すること。 ・それぞれポリ袋使用の場合は、口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。
資源ごみ (使用済小型電 子機器等)	・家庭ごみ集積所に排出する場合にあっては、透明又は半透明のポリ袋により 排出すること。ただし、袋に入らない大きなものはそのまま排出すること。 ・回収拠点に設置された回収ボックスに入れる場合にあっては、市が指定する 対象品目以外のものを入れないこと。

分別の区分	排出基準
粗大ごみ	・電話により収集を申し込み、粗大ごみ処理券を購入し、ごみに貼付(貼付不
	可能な場合は、ひも等で縛ること。)のうえ収集日当日の午前8時30分ま
	でに、門の前など収集しやすい場所に排出すること。
有害などのごみ	・透明又は半透明のポリ袋に有害ごみと明記し、家庭ごみ集積所に排出するこ
	と。
	・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出する
	こと。
動物死体	・電話により収集を申し込み、市の指示に従って排出すること。
	・死体は、収集しやすいよう梱包すること。

注:アスベストを含むものは、上記の分別区分ごとの排出基準のほか、「アスベスト」と記載して、そのままの状態(分解しない)で排出すること。

<令和4年2月以降の分別区分>

分別の区分	排 出 基 準
可燃ごみ	・「松戸市認定袋 可燃ごみ用」により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・認定袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・板、角材等は長さ50cm未満、太さ・厚さ10cm未満のものを紐で縛って排出すること。ただし、剪定枝、落葉、草等は紐で縛るか、「松戸市認定袋 可燃ごみ用」又は透明・半透明のポリ袋に入れ、資源ごみの日に排出すること。 ・生ごみは、十分水切りをすること。 ・食用油は固形化処理又は紙等に浸透させること。
不燃ごみ	 ・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・刃物、割れ物等の危険物は紙等で包み、袋に「危険」と表示すること。 ・スプレー缶は、中身を完全に出してから穴を開けずに排出すること。
不燃ごみ (使用済小型電 子機器等)	・家庭ごみ集積所に排出する場合にあっては、透明又は半透明のポリ袋により 排出すること。ただし、袋に入らない大きなものはそのまま排出すること。 ・回収拠点に設置された回収ボックスに入れる場合にあっては、市が指定する 対象品目以外のものを入れないこと。
リサイクルする プラスチック	 ・水ですすぐなどしてきれいにすること。 ・透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・二重袋にはせず、一つの袋にごみをまとめて排出すること。 ・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。

分別の区分	排 出 基 準
その他の プラスチック などのごみ	・透明または半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。
	・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。
	・カセットテープ等は、1本ずつガムテープで巻きつけ排出すること。
ペットボトル	・キャップとラベルを取り、中をすすぎ、潰して、協力店舗の回収ボックスに 入れること。
資源ごみ	 ・紙類は、種類ごとに紐で十文字に縛り、家庭ごみ集積所に排出すること。尚、雑がみは紙袋に入れ、「ざつがみ」と明記して、中身が見えるように紐で縦一文字に縛るかテープで紙袋の上部を一部だけ止めて排出することもできる(紙袋の取っ手では結ばないこと)。 ・布類は、紐で縛る、又は透明・半透明のポリ袋に入れ、「布類」と明記して家庭ごみ集積所に排出すること。ただし、雨の日や雨が降りそうな時は排出しないこと。 ・ビン類・缶類は、透明又は半透明のポリ袋により、家庭ごみ集積所に排出すること。 ・黒いポリ袋等中身の判別できない袋及び他自治体専用ポリ袋は使用しないこと。 ・ビン類・缶類は、中身を出し、水洗いすること。 ・それぞれポリ袋使用の場合は、口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。
粗大ごみ	・電話により収集を申し込み、粗大ごみ処理券を購入し、ごみに貼付(貼付不可能な場合は、ひも等で縛ること。)のうえ収集日当日の午前8時30分までに、門の前など収集しやすい場所に排出すること。
有害などのごみ	・透明又は半透明のポリ袋に有害ごみと明記し、家庭ごみ集積所に排出すること。・ポリ袋の口はしっかり結ぶとともに、袋が破れていないか確認の上排出すること。
動物死体	・電話により収集を申し込み、市の指示に従って排出すること。・死体は、収集しやすいよう梱包すること。

注:アスベストを含むものは、上記の分別区分ごとの排出基準のほか、「アスベスト」と記載して、そのままの状態(分解しない)で排出すること。

②家庭ごみ集積所の利用基準

- ・分別の区分により指定された収集日の午前8時30分までに排出すること。
- ・集積所の管理は利用者において行うものとし、利用者間で清掃当番を決めるなど集積 所の清潔を保持するために必要な取り決めを行うこと。
- ・他の地区の家庭ごみ集積所に排出してはならないこと。

別表5 許可業者(一般廃棄物)を利用する場合の基準

- (1) ごみの分別の区分ごとにごみ処理施設への運搬を委託すること。
- (2) 胞衣等産じょく汚物は、許可業者による処分を委託すること。
- (3) 有害などのごみその他の産業廃棄物は、適切な収集運搬業者に委託すること。
- (4) ごみ収集車へ積載する際に分別状況や排出量の確認をすること。
- (5) ごみ処理施設への搬入基準(別表7)に定める1排出者当たりの搬入量の制限を 遵守すること。なお、搬入量の制限を超える場合は、別に定める方法により、搬 入の承認を受けること。
- (6) 事業者にあっては、条例第26条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証の交付を受けていること。

別表6 許可業者が行う収集運搬の基準

- (1) ごみの収集運搬を受託する場合は、ごみの分別区分、収集回数、運搬先を明らかにして書面により契約すること。
- (2) 収集車は、分別の区分ごとに運行し、混合積載をしないこと。
- (3) 松戸市内のごみの収集運搬に限ること。
- (4) ごみ処理施設へ搬入する場合の基準は、次のとおりとする。
 - ・条例第23条の規定により、搬入の承認を受けること。
 - ・搬入日、搬入調整等の指示に従うこと。
- (5) 事業者からごみの収集運搬を受託する場合は、条例第26条に規定する事業系ご みの処理の届出制度に基づく届出済証の交付を受けていることを確認すること。

別表7 ごみ処理施設への搬入基準

共通事項

- (1)条例第23条の規定により、搬入の承認を受けること。なお、搬入量の制限を超 えて搬入しようとするときは、その旨を申請すること。
- (2) 搬入できるごみは、松戸市内から発生したものに限ること。
- (3) 搬入時にごみ袋を使用する場合は、中身が確認できる透明または半透明のごみ袋を使用し、黒いポリ袋等中身を確認することができない袋は使用しないこと。
- (3)搬入日は、次に掲げる日を除く日とすること。
 - ①日曜日
 - ②5月3日から5月5日までの日
 - ③年末年始(12月31日から翌年の1月3日までの日)
- (4) ごみの計量及び検査を受けること。
- (5)条例第26条に規定する事業系ごみの処理の届出制度に基づく届出済証を携帯し、 職員の求めに応じて提示すること。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

施設別事項(令和3年4月~令和4年1月)

1 和名ケ谷クリーンセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、燃やせるごみ、動物死体、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物として指定したもの及びその他のプラスチックなどのごみ(事業系プラスチックなどのごみを含む。以下この項において同じ。)並びに粗大ごみのうち木製品類及び布団類とする。
- (3) 搬入するごみは、概ね50 c m未満に切断し、又は破砕すること。
- (4) 燃やせるごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回2000kg(産業廃棄物にあっては1000kg、資源化できない紙にあっては50kg)以内とすること。
- (5) その他のプラスチックなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間(月曜日から土曜日までの合計)に30kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。
- (6) 粗大ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回に200kg以内とすること。 また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所 等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

2 資源リサイクルセンター

- (1)搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2)搬入できるごみは、資源ごみ、陶磁器・ガラスなどのごみ、粗大ごみのうち家電製品類(別表3を除く。)及び金属製品類とする。
- (3) 資源ごみの搬入量の制限は、1排出者あたり1週間(月曜日から土曜日までの合計) に100kg以内とすること。ただし、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。
- (4) 陶磁器・ガラスなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間(月曜日から土曜日までの合計)に20kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。
- (5) 粗大ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回に200kg以内とすること。 また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所 等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

3 日暮クリーンセンター

- (1)搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、 粗大ごみのうちプラスチック製品類やスプリング入りマットレスなどとする。
- (3) プラスチックなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間(月曜日から 土曜日までの合計)に30kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出 るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものと し、市の指示に従うこと。
- (4) 粗大ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回に200kg以内とすること。 また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所 等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

施設別事項(令和4年2月以降)

1 和名ケ谷クリーンセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、可燃ごみ、動物死体、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物として指定したもの及びその他のプラスチックなどのごみ(事業系プラスチックなどのごみを含む。以下この項において同じ。)、並びに粗大ごみのうち木製品類及び布団類とする。
- (3)搬入するごみは、概ね50cm未満に切断し、又は破砕すること。
- (4) 可燃ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回2000kg(産業廃棄物にあっては1000kg、資源化できない紙にあっては50kg)以内とすること。
- (5) その他のプラスチックなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間(月曜日から土曜日までの合計)に30kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。
- (6) 粗大ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回に200kg以内とすること。 また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所 等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

2 資源リサイクルセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2)搬入できるごみは、不燃ごみ、粗大ごみのうち家電製品類(別表3を除く。)及び金属製品類とする。
- (3) 不燃ごみの搬入量の制限は、1排出者あたり1週間(月曜日から土曜日までの合計) に80kg以内(ただし、そのうち陶磁器類・ガラス類については20kg以内)と すること。ただし、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、 商店、事務所等から出るものに限るものとし、市の指示に従うこと。
- (4) 粗大ごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1日1回に200kg以内とすること。 また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所 等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。

3 日暮クリーンセンター

- (1) 搬入時間は、午前8時30分から午後4時30分までとすること。
- (2) 搬入できるごみは、リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、 粗大ごみのうちプラスチック製品類やスプリング入りマットレスなどとする。
- (3) プラスチックなどのごみの搬入量の制限は、1排出者当たり1週間(月曜日から 土曜日までの合計)に30kg以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出 るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出るものに限るものと し、市の指示に従うこと。
- (4) 粗大ごみの搬入量の制限は、1 排出者当たり1 日 1 回に2 0 0 k g以内とすること。また、事業系ごみは、家庭から出るごみと性状が同質であって、かつ、商店、事務所等から出る少量のものとし、市の指示に従うこと。